

第 20 号

令和 8 年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

令和 8 年度において熊本県が施行する道路事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事業名	負担すべき金額
1 単県道路改築事業（改良）	工事費の 10 分の 1.5 に相当する金額
2 単県道路改良事業（側溝整備）	工事費の 10 分の 1.5 に相当する金額

（提案理由）

令和 8 年度において熊本県が施行する道路事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 52 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。